

# 「東北地方整備局（港湾空港関係）災害時建設業事業継続力認定制度」実施要領

平成25年 2月 8日制定

平成28年10月 1日改正

## （趣旨）

第1条 この実施要領は、東北地方整備局（港湾空港関係）が港湾BCPを推進する上で必要となる港湾工事に関係する建設会社（以下、「建設会社」という。）における災害時の事業継続力の認定を実施するにあたり、その運用及びその他必要な事項について定めるものである。

## （目的）

第2条 東北地方整備局（港湾空港関係）は、災害時に被災した管内の港湾施設を迅速に機能回復させる責務を担っているが、その実施には建設会社の協力が必要不可欠である。

本制度は、建設会社が定めている事業継続計画書に記載されている基礎的な事業継続力について東北地方整備局が評価し、認定することにより、建設会社の災害時事業継続計画（建設業BCP）の策定及び改善を促進し、東北地方整備局港湾空港関係業務の災害対応の円滑な実施と地域防災力の向上を目的とする。

## （用語の定義）

第3条 この実施要領において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- イ 「申込要領」とは、東北地方整備局（港湾空港関係）が別途定める「東北地方整備局（港湾空港関係）災害時建設業事業継続力認定制度申込要領」をいう。
- ロ 「審査」とは、申込要領に沿って行われた評価に基づき、災害時事業継続力について審査することをいう。
- ハ 「認定」とは審査の結果、申込要領に適合した災害時の事業継続力を有することが認められたことをいう。

## （認定の申込み）

第4条 本制度により災害時の事業継続力の認定を受けようとする建設会社（以下「申込会社」という。）は、申込要領に定める申込書及び添付書類（以下「申込書類」という。）を整え、東北地方整備局副局長あてに申込みものとする。

## （審査の実施）

第5条 審査は申請書類の記載内容について申込要領に基づき実施する。

(認定委員会の設置)

第6条 東北地方整備局港湾空港部は、申込会社における災害時の事業継続力の審査、認定を行う機関として、「東北地方整備局（港湾空港関係）災害時建設業事業継続力認定委員会」（以下「認定委員会」という。）を設置する。

- 2 認定委員会は、下部組織として災害時建設業事業継続力審査部会（以下「審査部会」という。）を設置し、審査の実施にあたらせる。
- 3 認定委員会及び審査部会にかかる事務局（以下、「事務局」という。）を港湾空港防災・危機管理課に置くものとする。

(認定委員会の構成)

第7条 認定委員会の構成は以下のとおりとする。

委員長	東北地方整備局	港湾空港部長
副委員長	東北地方整備局	港湾空港部 港湾空港企画官
委員	東北地方整備局	港湾空港部 事業計画官
委員	東北地方整備局	港湾空港部 工事安全推進官

- 2 委員長に事故等の不測の事態が生じた場合には、副委員長が代理として委員長を務めるものとする。

(審査部会の構成)

第8条 審査部会の構成は、以下のとおりとする。

部会長	東北地方整備局	港湾空港部	港湾空港企画官
副部会長	東北地方整備局	港湾空港部	事業計画官
部会員	東北地方整備局	港湾空港部	技術審査官
部会員	東北地方整備局	港湾空港部	工事安全推進官
部会員	東北地方整備局	港湾空港部	港湾事業企画課長
部会員	東北地方整備局	港湾空港部	港湾空港整備・補償課長
部会員	東北地方整備局	港湾空港部	港湾空港防災・危機管理課長
部会員	東北地方整備局	総務部	契約管理官

- 2 部会長に事故等の不測の事態が生じた場合には、副部会長が代理として部会長を務めるものとする。

(認定委員会の開催)

第9条 認定委員会の開催は以下の各号により行うものとする。

- 2 認定委員会は、委員長の招集により半期毎に開催することを基本とする。
- 3 前項に定めるほか必要な場合においては、委員長の招集により開催することが出来るものとする。
- 4 認定委員会は、委員長を含め過半数の出席をもって成立するものとする。

(審査部会の開催)

第10条 審査部会の開催は以下の各号により行うものとする。

- 2 申込みの状況に応じて、部会長の招集により審査部会を開催するものとする。
- 3 審査部会は、部会長を含め部会員の過半数の出席をもって成立するものとする。

(審査及び認定の実施)

第11条 認定委員会は、審査部会による審査結果報告を受け、認定の可否について審議を行うものとする。

(認定証の交付)

第12条 東北地方整備局（港湾空港関係）は、認定委員会が災害時の事業継続力を有すると認定した申込会社（以下、「認定会社」という。）に対して、認定証を交付するものとする。また、認定会社については、東北地方整備局港湾空港部ホームページで会社名等を公表するものとする。

- 2 認定証は交付の日から2年間を有効期間とする。
- 3 認定委員会により認定されなかった申込会社については、東北地方整備局港湾空港部より非認定通知書を交付するものとする。

(不適合通知書)

第13条 申込みにおいて、悪質な虚偽記載等の行為が判明した場合には、認定委員会に諮ったうえ、申込会社に不適合通知書を交付するものとする。

- 2 前項の不適合通知書を交付された申込会社については、交付の日から1年間にわたり、第4条に定める認定の申込みを受け付けないものとする。

(認定の取消し)

第14条 認定会社が以下の事項に該当した場合には、認定会社は事務局に報告する。事務局は、その内容を認定委員会に諮ったうえで認定を取消すものとし、当該認定会社に対し認定取消通知書を交付するものとする。

なお、認定の取消を受けた場合は、認定証の有効期間にかかわらず、認定の効力についても失効するものとする。

イ) 認定後において申込書類に悪質な虚偽の記載があったことが判明した場合

ロ) 認定会社が合併し、合併した建設会社の全てが認定証の交付を受けていない場合

ハ) 認定会社の東北地方整備局管内に所在する本店、支店、営業所のすべてが廃止された場合

ニ) その他、認定の取消しが必要な場合

- 2 本条ロ)、ハ) に記載のある場合を除き、認定の取消しを受けた会社については、取消しの日から1年間にわたり第4条に定める認定の申込みを受け付けないものとする。

(守秘義務)

第15条 認定委員会、審査部会及び事務局を構成する者は、本実施要領に定める事項の執行にあたり、知り得た個人情報や企業情報等について、法に定める場合を除いて他に漏らしてはならない。

(その他)

第16条 本実施要領に定めるもののほか、災害時の事業継続力の審査及び認定に関し必要な事項については、認定委員会に諮って定めるものとする。

附 則

本実施要領は、平成25年 2月28日から適用する。

本実施要領は、平成29年10月 1日から適用する。